

## 技術提案

（1枚目，2枚目，3枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について，この申請書の内容と同等の又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）

評 価 項 目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
---------	--------------------------

### 具 体 的 な 施 工 計 画 等

次の全ての項目について，施工計画を記述すること。

- I コンクリートの製造から現場受け入れ時までの間における品質の確保・向上を図るための方策
- II コンクリートの打設から養生までの間におけるひび割れを抑制させるための方策

※A4版に記述するものとし，枚数は**3枚（3ページ）**までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

## 技術提案

（1枚目，2枚目，3枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工 事 名：○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
具 体 的 な 施 工 計 画 等	
<p>&lt;記述上の留意点&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>特に技術提案を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の<b>文字の大きさの規格は10.5ポイント以上</b>とする。</p><p>なお，「記述枠」の規格値は<b>縦21.0cm，横17.0cm以内</b>とし，<b>55行以内</b>で規格値以内の「記述枠」内に<b>アンダーラインを使用しない</b>で記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。</p><p>また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p><ul style="list-style-type: none"><li>① <b>文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合</b></li><li>② <b>「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合</b></li><li>③ <b>「記述枠」内に56行以上の記述がある場合</b></li><li>④ <b>A4版でない場合</b></li><li>⑤ <b>指定の枚数を超えて記述している場合</b></li></ul><p>注1：手書きの場合も同様とする。</p><p>注2：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。</p><p>注3：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。</p><p>注4：空白行は，行数に含めない。</p><p>注5：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。</p></div> <p>&lt;記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限&gt;</p>	

※A4版に記述するものとし，枚数は**3枚（3ページ）**までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。